

医 薬 発 0 4 0 9 第 8 号
令 和 6 年 4 月 9 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

令和6年度（令和5年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「令和6年度（令和5年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）実施要領」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので、通知する。

別 紙

令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）実施要領

第 1 目的

本実施要領は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）に関する基本的な事項を定めるものである。

第 2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）

本実施要領における社会保障・税番号制度システム整備費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）とは、保険医療機関等（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 86 条第 1 項に規定する「保険医療機関等」をいう。以下同じ。）が電子処方箋管理サービスを導入した上で、電子処方箋管理サービスに係る新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋 ID 検索」「調剤結果 ID 検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するために行うシステム改修等に係る費用の負担に対して、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が行う助成事業であり、社会保障・税番号制度システム整備費補助金（電子処方箋の機能拡充の促進事業）の対象となる事業（以下「事業」という。）については、以下に示すとおりである。

第 3 助成対象事業

令和 4 年 6 月 30 日薬生総発 0630 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第 2 交付対象事業」の 1 に規定される事業を実施し、基金が要領の「第 9 交付等の決定及び通知」の通知した保険医療機関等において、電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に附随する保険医療機関等職員への実地指導等に係る事業とする。

第 4 補助率及び補助限度額

- 1 健康保険法第 63 条第 3 項各号に掲げる病院のうち、大規模病院（病床数が 200 床以上の病院をいう。以下同じ。）における第 3

に係る補助率及び補助限度額は、別表 1 のとおりとする。

- 2 1 に規定する大規模病院以外の病院における第 3 に係る補助率及び補助限度額は、別表 2 のとおりとする。
- 3 健康保険法第 63 条第 3 項各号に掲げる薬局のうち、大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月 4 万回以上の薬局をいう。以下同じ。）における第 3 に係る補助率及び補助限度額は、別表 3 のとおりとする。
- 4 健康保険法第 63 条第 3 項各号に掲げる薬局のうち、3 に規定する大型チェーン薬局以外の薬局における第 3 に係る補助率及び補助限度額は、別表 4 のとおりとする。
- 5 健康保険法第 63 条第 3 項各号に掲げる診療所における第 3 に係る補助率及び補助限度額は、別表 5 のとおりとする。
- 6 第 3 の助成金額は、次の順で算定するものとする。
 - (1) 第 3 に係る総事業費に、別表 1 から別表 5 までの「補助率」に定める率を乗じた額を算定する。
 - (2) (1) の額と、別表 1 から別表 5 までの「補助限度額」を比較して少ない額を交付額とする(1,000 円未満切り捨て)。

第 5 大型チェーン薬局の処方箋受付回数に係る取扱い

第 4 の 3 の同一グループ内の処方箋受付回数が 1 月に 4 万回を超えるか否かの取扱いは、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号）第 88 の 1（8）の例によるものとする。

当年 2 月末日時点で同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの 1 月当たりの処方箋受付回数を合計した値が 4 万回を超えるか否かで判定する。保険薬局ごとの 1 月当たりの処方箋の受付回数は以下のとおりとする。

- (1) 前年 2 月末日以降継続して保険薬局に指定されている薬局の場合は、前年 3 月 1 日から当年 2 月末日までに受け付けた処方箋受付回数を 12 で除した値とする。
- (2) 前年 3 月 1 日から当年 1 月末日までに新規指定された保険薬局の場合は、指定された日の属する月の翌月から、当年 2 月末日までに受け付けた処方箋受付回数を月数で除した値とする。
- (3) 開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、(2) の記載にかかわらず、当該遡及指定前の実績に基づいて取り扱う。

第6 事業を実施する場合の条件

- 1 基金が、第2に係る事業に対する国からの補助金を財源の全部又は一部として、保険医療機関等に対して、助成金を交付する場合には、当該保険医療機関等に対して、次の条件を付すこと。
 - (1) 保険医療機関等は、オンライン資格確認等システムを活用して運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備（電子署名に必要な HPKI カード等の保有も含む）し、実際に電子処方箋管理サービスを継続して実施すること。
 - (2) 事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、基金の理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
 - (3) 基金の理事長の承認を受けて（2）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を基金に納付させることがある。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
 - (5) 事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出等について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
 - (6) (1)～(5)の条件に違反した場合は、助成金の全部又は一部を支払基金に返納させることがある。
- 2 1により付した条件に基づき、保険医療機関等から基金に納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- 3 基金は、国から概算払いにより事業に係る補助金の交付を受けた場合には、保険医療機関等から請求がある都度、申請書の審査を行い、遅滞なく保険医療機関等に交付しなければならない。

第 7 申請手続き

第 3 の事業に係る助成金の交付の申請は、別紙様式 1 による申請書を、第 14 で定める申請期間に、原則として、電磁的方法（基金の使用に係る電子計算機と申請書等の提出を行う保険医療機関等とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出する方法をいう。以下同じ。）により基金に提出して行うものとする。

第 8 電子申請

- 1 保険医療機関等が第 3 に係る第 7 の申請を行う場合は、第 3 の事業の完了後に行うものとする。
- 2 医療法人や大型チェーン薬局など複数の保険医療機関等から構成される組織（以下「取りまとめ者」という。）は、同組織に属する複数の保険医療機関等の第 7 に係る申請を、一括して行うことができるものとする。
 - （1）申請を一括して行おうとするときは、あらかじめ、別紙一括申請様式 1 による申請書を基金に届け出て、一括して申請する保険医療機関等に関する事項の確認を受けなければならない。
 - （2）2 の申請は、別紙一括申請様式 2 による申請書を基金に提出して行うものとする。

なお、助成金の申請については併せて、別紙様式 3 を電磁的方法により支払基金に提出して行うものとする。
 - （3）別紙一括申請様式 1、2 及び別紙様式 3 の詳細については、基金から取りまとめ者に提供する仕様書によるものとする。
- 3 基金は、原則として、第 9 の規定に基づく交付の決定及び通知、第 10 の規定に基づく決定の取消し、第 11 の規定に基づく助成金の返還命令及び第 12 の規定に基づく延滞金の納付命令に係る通知を電磁的方法により行うものとする。

第 9 交付等の決定及び通知

基金は、第 7 の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式 4 により助成金の交付の決定を通知するものとする。

第 10 決定の取消し

基金は、保険医療機関等が助成金を他の目的に使用し、助成金の交

付の決定の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所管庁の処分に違反したとき、又は基金に提出した助成金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 11 助成金の返還

基金は、助成金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

第 12 延滞金

- 1 基金は、第 11 に基づく助成金の返還命令を受けた保険医療機関等が、これを返還すべき期限までに返還しなかったときは、助成金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0%（民法第 404 条に定める法定利率の変動があった場合には、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。）の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 2 1 の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 3 1 により延滞金を納付しなければならない場合において、保険医療機関等の納付した金額が返還すべき助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

第 13 備え付け帳簿等

基金は、助成金台帳を備え、保険医療機関等ごとに交付した助成金の額、交付期日その他必要な事項を記載するものとする。なお、当該助成金台帳は、電磁的記録により作成及び保存を行うこともできるものとする。

第 14 助成事業の申請期間

第 3 の助成金交付申請は令和 5 年 12 月以降申請を開始するものとし、第 3 の助成対象事業を令和 6 年 11 月 30 日までに完了させ、令和 6 年 12 月 31 日までに申請するものとする。ただし、当該期間について、医薬局総務課長は、基金の理事長と協議して変更することができるものとする。

（別表１）大規模病院

第３の事業	補助率 １／３	補助限度額は、４５．２万円まで （１３５．６万円に左欄の補助率を乗じた額）
-------	---------	--

（別表２）病院

第３の事業	補助率 １／３	補助限度額は、３３．３万円まで （１００．０万円に左欄の補助率を乗じた額）
-------	---------	--

（別表３）大型チェーン薬局

第３の事業	補助率 １／４	補助限度額は、６．４万円まで （２５．６万円に左欄の補助率を乗じた額）
-------	---------	--

（別表４）大型チェーン薬局以外の薬局

第３の事業	補助率 １／２	補助限度額は、１２．８万円まで （２５．６万円に左欄の補助率を乗じた額）
-------	---------	---

（別表５）診療所

第３の事業	補助率 １／２	補助限度額は、１２．３万円まで （２４．５万円に左欄の補助率を乗じた額）
-------	---------	---

※別表の金額はいずれも税込み。